

## 田原本町地域クラブ活動参加者規約（令和8年4月～）

### （目的）

第1条 本活動は、生徒の自主性、社会性、責任感、連帯感を育成する学校部活動の教育的役割や意義を継承し、田原本町の中学生が生涯を通じて持続可能で多様なスポーツ、文化芸術活動に自主的・主体的に参画できる機会を提供することで、「楽しさ」や「喜び」を感じつつ、成長及び自己実現を図ることを目的とする。

### （名称及び事務局）

第2条 本活動の名称は、田原本町地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）とする。  
2 地域クラブ活動の事務局は、田原本町教育委員会事務局が担う。

### （運営団体及び実施主体）

第3条 地域クラブ活動の運営団体は「NPO 法人青垣すまいるクラブ」とする。運営主体は各クラブ指導者とする。

### （指導方針）

第4条 地域クラブ活動は、地域クラブ活動の参加者（以下「参加者」という）が活動を通して人として成長する機会を得て、社会的自立を果たすことを目指し、次に掲げる価値観を共有する。

- (1) 参加者の自主性を重視する。
- (2) 参加者の人権や人格を尊重する。
- (3) 参加者の発達の段階を考慮した指導を心がける。
- (4) 参加者の活動に対する多様な考え方を尊重する。
- (5) 勝利至上主義に陥らないよう、参加者がスポーツや文化芸術に親しむことのできる指導に努める。

### （参加資格）

第5条 地域クラブ活動に参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 田原本町教育委員会（以下「教育委員会」という）管理下の中学校に在籍する生徒
- (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
- (3) 保護者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が参加の必要があると認める者には、参加資格を付与することができる。

### （参加者の遵守事項）

第6条 参加者は、指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないよう努めること。

2 参加者は、発熱やその他の体調不良があった場合には、当日の活動に参加しないこと。

- 3 参加者又は保護者は、欠席する場合は、教育委員会が指定するアプリケーションにより、事前に指導者に連絡すること。
- 4 参加者と指導者との連絡は、教育委員会が指定するアプリケーションを使用する。
- 5 参加者は活動中に怪我や事故、体調不良等があった場合は、直ちに指導者に申し出ること。
- 6 参加者は、活動場所への交通手段として自転車を使用する場合は、ヘルメットの着用、道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故がないように十分留意すること。
- 7 参加者は、学校部活動と同様、地域クラブ活動に参加する場合は、不要物を持ち込まないこと。スマートフォン等の通信機器についても原則として持ち込まないこと。特別な事情がある場合には指導者と相談をすること。
- 8 活動の服装は学校部活動のものに準ずる。詳細は各クラブの指導方針に従うこと。

#### (同意事項)

- 第7条 活動中に撮影された写真・映像及び記事の著作権等は、運営主体である教育委員会に帰属し、新聞・テレビ・インターネット・パンフレット等に使用する場合があること。
- 2 教育委員会が指定するアプリケーションを使用すること。
  - 3 参加者が無断で欠席した場合又は活動中に怪我や体調不良があった場合は、緊急連絡先である保護者に連絡する場合がある。

#### (参加手続)

- 第8条 地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、指定された期間内に保護者の承諾を得てアプリケーションにより参加手続を行うこと。

#### (参加費等)

- 第9条 参加費は、令和8年度は月額1,000円とする。
- 2 令和9年度以降は、参加費の額は、消耗品費、指導者謝金等を考慮し、別に定める。
  - 3 運営主体は臨時徴収を行う必要がある時は、参加者に事前説明を行った上で請求することができる。
  - 4 参加費等や保険費用にかかる振込手数料等は、参加者が負担する。

#### (参加の停止)

- 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加者の地域クラブ活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。
- (1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により参加者の健康が害される恐れがあるとき。
  - (2) 第6条の規定に違反し、教育委員会が活動の実施に支障があると判断したとき。
  - (3) その他教育委員会が参加者として相応しくないと判断したとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定より、地域クラブ活動への参加を停止させるときは、田原本町地域クラブ活動参加停止通知書（第1号様式）により該当者に通知する。

(参加の休止)

第11条 月単位で、地域クラブ活動への参加を休止しようとする保護者は、田原本町地域クラブ活動休止届（第2号様式）を運営団体に届け出るものとする。

- 2 前項の規定により、活動を休止している参加者が、活動を再開しようとするときは、参加者の保護者は、田原本町地域クラブ活動再開届（第3号様式）を運営団体に届け出るものとする。

(参加の取消し)

第12条 地域クラブ活動への参加を取り消そうとする参加者の保護者は、田原本町地域クラブ活動参加取消届（第4号様式）により、運営団体に届け出るものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、参加者が町外に転校した時点、又は3年生が活動を終了する場合は、参加を取り消すものとする。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加を取り消すことができる。
  - (1) 第10条第1項第2号及び第3号の規定により、活動への参加を停止されている参加者が、停止期間後においてもなお改善が認められないとき。
  - (2) その他教育委員会が参加を取り消す必要があると認めるとき。
- 4 教育委員会は、前項の規定により地域クラブ活動への参加を取り消すときは、田原本町地域クラブ活動参加取消通知書（第5号様式）により該当者に通知する。

(活動日等)

第13条 地域クラブ活動の活動日は、原則休日（祝日も含む）のいずれか1日とする。

- 2 やむを得ず連続して活動を行う場合は、年間の合計活動回数で調整をするものとする。
- 3 1日の活動時間の目安は、原則3時間以内とする。
- 4 学校が定める学校閉庁日は、休養日とする。
  - (1) 夏季休業の一部（8月13日～15日）
  - (2) 年末年始（12月29日～1月3日）
  - (3) 学校の創立記念日（田原本中：4月22日、北中：5月20日）
- 5 地域クラブ活動の活動日は、毎月10日を目途に、翌月のスケジュールを各クラブ指導者が参加者に対してアプリケーションで通知するものとする。

(活動の中止)

第14条 地域クラブ活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

- (1) 気象及び災害等（感染症の感染拡大を含む。）により、正常な活動が不可能であると認められるとき。
- (2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき。

(3) 緊急又は不測の事態により、指導者が活動に従事することができないとき。

(4) その他教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき。

2 活動前における中止の判断は各クラブ指導者（場合により運営団体）が行うものとし、アプリケーションにより事前に参加者、保護者及び指導者に連絡する。

(参加者情報等の取扱い)

第15条 地域クラブ活動に関し、教育委員会が取得した個人情報、地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用することができる。

(保険加入)

第16条 運営団体は、参加者の怪我等を保障する保険及び個人賠償責任保険に加入手続きを行う。その保険費用は参加者が負担する。

(大会参加)

第17条 大会及びコンクール等は、学校部活動として参加するものとし、地域クラブ活動としては参加しない。(練習試合等は地域クラブ活動として参加)

(相談)

第18条 参加者又は保護者は、指導者、参加者とのトラブル、その他の活動全般に関する事項について、運営団体、及び教育委員会に相談を行うことができる。

(その他)

第19条 本規約に定めのない事項及び地域クラブ活動の運営上必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規約は、令和8年4月1日より施行する。

<各種様式のダウンロード>

活動の休止・再開・取り消しを行う場合は、田原本町ホームページからダウンロードし、運営団体に提出してください。

(1) 第11条第1項の規定により月単位で参加を休止する場合「第2号様式」

(2) 第11条第2項の規定により活動を再開する場合「第3号様式」

(3) 第12条第1項の規定により参加を取り消す場合「第4号様式」